

○東京経済大学情報システムの利用に関する規程

2011年（平成23年）7月21日

制定

改正 2023年4月1日

（目的）

第1条 この規程は、「東京経済大学情報セキュリティポリシー基本方針」及び「東京経済大学情報セキュリティ基本規程」第6条に基づき、本学における情報システムの利用に関する事項を定め、情報セキュリティの確保と円滑な情報システムの利用に資することを目的とする。

（対象となる情報システム）

第2条 この規程が対象とする情報システム（以下「本学情報システム」という。）とは、本学の情報処理及び情報通信に係わるシステムであって、本学により所有又は管理されているもの及び本学の情報ネットワークに接続する機器をいう。

2 本学情報システムが設置された施設において、その利用要綱等が定められている場合、当該施設及び当該情報システムに固有な事項については、利用要綱等の定めるところによる。

（対象者）

第3条 この規程は、本学情報システムを利用する全ての者（以下「利用者」という。）に適用する。

（利用者IDの申請）

第4条 利用者は、「東京経済大学情報教育研究設備等利用要綱」及び「TKU—NET利用細則」に基づき、情報ネットワーク委員会から、TKU—NETの利用者ID及びパスワードの交付を受けなければならない。

2 前項にかかわらず、メディア委員会や事務システム化推進委員会等が個別に利用者ID管理を行う情報システムを利用する場合は、当該情報システムの管理者に申請し、利用者ID及びパスワードの交付を受けなければならない。

3 団体での利用等のため複数の者で共用する利用者IDを必要とする場合は、その利用目的及び共用する者の範囲を、申請時に届け出なければならない。

（利用者IDの管理）

第5条 利用者は、利用者IDの不正利用防止のために、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 自分の利用者IDを他の者に使用させたり、他の者の利用者IDを使用したりしてはな

らない。

- (2) 複数の者で共有する利用者IDを利用する場合、申請時に届け出た共有する者の範囲を超えて利用してはならない。
- (3) 他の者のパスワード情報を聞き出したり、使用したりしてはならない。
- (4) パスワードは、第10条に従って、適切に管理しなければならない。
- (5) 学外に設置されている不特定多数の者が操作可能なPCその他情報機器を用いて、認証を伴う本学情報システムへのアクセスを行ってはならない。
- (6) 利用者IDを他者に使用された場合又はその危険が発生した場合は、直ちに当該情報システムの管理者にその旨を報告しなければならない。

(禁止事項)

第6条 利用者は、次の各号に定める行為を行ってはならない。

- (1) 本学情報システム及び情報について、定められた目的以外の利用
- (2) 差別、名誉毀損、侮辱及びハラスメントにあたる情報の発信
- (3) 個人情報やプライバシーを侵害する情報の発信
- (4) 守秘義務に違反する情報の発信
- (5) 著作権等の財産権を侵害する情報の発信
- (6) 通信の秘密を侵害する行為
- (7) 営業ないし商業を目的とした本学情報システムの利用
- (8) 管理権限のないシステム又はネットワーク上の通信を監視する行為並びに情報機器の利用情報を取得する行為
- (9) なりすまし等の不正アクセス行為
- (10) 管理権限のないシステムのセキュリティ上の脆弱性を検知する行為
- (11) 過度な負荷等により本学情報システムの円滑な運用を妨げる行為
- (12) その他法令に基づく処罰の対象となり、又は損害賠償等の民事責任を発生させる情報の発信
- (13) その他公序良俗に反する行為

2 利用者は、P2Pソフトウェア等のファイル交換機能を有し情報漏えいを引き起こす可能性のあるソフトウェアの利用にあたっては、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 教育・研究目的以外に利用してはならない。
- (2) 利用する場合は、事前に情報ネットワーク委員会の承認を得なければならない。

- (3) 要保護情報を保存したPCで利用してはならない。なお、「要保護情報」及び「要機密情報」とは、「東京経済大学情報の分類と取扱いに関する規程」に規定する「要保護情報」及び「要機密情報」をいう。

(PCその他情報機器の利用)

第7条 利用者は、PCその他情報機器を利用する際には、別途定める「PCその他情報機器の取扱いに関する細則」に従い、情報及びPCその他情報機器の適切な保護に努めなければならない。

(電子メールの利用)

第8条 利用者は、電子メールを利用する際には、別途定める「電子メールの利用に関する細則」に定める事項を遵守するとともにマナーにも配慮しなければならない。

(ウェブの閲覧及び公開)

第9条 利用者は、ウェブサイトの閲覧、情報の発信、ファイルのダウンロード等を行う際には、別途定める「ウェブの閲覧及び公開に関する細則」に従い、不正プログラムの感染及び情報の漏洩等に注意しなければならない。

- 2 利用者は、ウェブページを作成し公開する場合には、「ウェブの閲覧及び公開に関する細則」に従い、セキュリティ対策や著作権侵害等の防止及び本学の社会的信用を失わせることのないように配慮しなければならない。

(パスワードの管理)

第10条 利用者は、第4条により利用者ID及びパスワードの交付を受けた際には、速やかに初期パスワードを変更しなければならない。

- 2 パスワードを変更する場合には、以下の各号に定める事項に従うこととする。

- (1) 半角英小文字、半角英大文字、半角数字を混在させ、12文字以上とすること。
- (2) 新旧同じパスワードにしないこと。
- (3) パスワードの文字列を以下のような推測されやすいものにしないこと。

イ ユーザID、利用者の氏名、生年月日、電話番号等

ロ 上記を並べ替えたもの、上記に数字や記号を追加したもの

ハ 著名人の名前、辞書の単語

ニ キーボード上で打ちやすい文字列 (qwerty、12345～等)

- 3 利用者は、パスワードを厳重に管理しなければならない。何らかの用紙や媒体等にメモしたり、他人にパスワードを教えたりすることのないよう最大限の注意を払うこと。

- 4 パスワードの入力を省略するために、パスワードをPCその他情報機器の内部に記憶させ

てはならない。ただし、パスワードの保存がソフトウェアの仕様上必須のときや、パスワードを都度入力することが利便性を著しく損なうときで、機器の使用開始時等に別途の利用認証を行っている場合は、この限りではない。

5 パスワードを失念した場合は、原則として当該利用者ID交付者に、身分証（学生証若しくは身分証等）を持参の上申請し、パスワードの再交付を受けること。

6 パスワードを他人に知られた、又はその危険性が疑われる場合は、速やかにパスワードの変更処理を行い、当該利用者ID交付者にその旨を連絡すること。

（違反行為への対処）

第11条 情報セキュリティ委員会は、この規程に違反すると疑われる行為が認められた場合、当該行為者からの事情聴取を含め、速やかに調査を行い、事実を確認するものとする。

2 情報セキュリティ委員会は、調査によって違反行為と判断されたときは、次の各号に掲げる措置を講ずることができる。

(1) 当該行為者に対する当該行為の中止命令

(2) 当該行為に係る情報発信の遮断

(3) 当該行為者の利用者IDの停止又は削除

3 前項のほか、就業規則、学則、法令等に基づく措置を講ずることがある。

（改廃）

第12条 この規程の改廃は、情報セキュリティ委員会及び大学運営会議の議を経て、学長が行う。

付 則

この規程は、2011年（平成23年）7月21日から施行する。

付 則

この規程は、2023年（令和5年）4月1日から改正施行する。